

# 一般社団法人山梨県トライアスロン連合

## 入会・退会規程

### (趣旨)

第1条 本規程は、定款第7条及び第8条に基づき、この法人の入会・継続及び退会の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

### (入会の手続き)

第2条 この法人の会員になろうとする者は、次の各号に掲げる会員の種別において、それぞれ当該各号に定める手続きにより申し込み、この法人の会費規程及び会員規程に定める会費を納入し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 正会員：社員入会申出書の提出
- (2) 登録会員：オンライン登録
- (3) 賛助会員：賛助会員加入申込書の提出

2 正会員及び賛助会員の入会の承認基準は、次のとおりとする。

#### (1) 正会員

- (ア) トライアスロン等の競技の普及及び振興において顕著な実績を挙げた個人、法人又は団体であること。
- (イ) 過去にトライアスロン等の関係において法令違反又はこの法人の目的に反するような行為をしたものでないこと。
- (ウ) 理事会がこの法人の目的に資すると判断した個人、法人又は団体。

#### (2) 賛助会員

- (ア) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者が役員でないこと。
- (イ) 過去に法令違反又はこの法人の目的に反するような行為をしたものでないこと。

### (任意退会)

第3条 会員が退会しようとするときは、会長に退会届の提出又は退会に必要な事項を記載した電子メールの送信により任意に退会することができる。

### (その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、入会に関し必要な事項は、理事会の決議により定めるものとする。

### 付則

この規程は、2026年4月1日から施行する。

制定 2026年4月1日